

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目標	目的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
人命・財産の安全を確保	港湾及び臨海部における津波対策<津波からの防災・減災>	津波からの防災・減災への対策		津波被害の想定	1	臨港地区における被害想定の見直し	L1津波設定について、H24年度内を目標に設定。 L2津波設定について、内閣府作成の「南海トラフの巨大地震」の震源モデルを基に公表済、またはH25年度前半までに公表予定。	各港湾における被害想定を検討が必要。	各港湾における被害想定について順次検討。	短期	県、港湾・海岸管理者		
				防波堤による津波対策	2	防波堤の安定性や津波低減効果の照査	瀬戸内側	地震・津波に対する安定性や津波低減効果の照査がなされていない。	地震・津波に対する安定性の照査の必要性も含めて検討が必要。	主な港湾における安定性の照査の必要性も含めて対応を検討。	短期	整備局、港湾・海岸管理者	
							太平洋側	一部の港湾において地震・津波に対する安定性や津波低減効果の検討がなされている。	新たなL1津波等に対する安定性の照査や津波低減効果について検討が必要。	主な港湾における主要な防波堤の安定性の照査及び津波低減効果の確認を順次実施。	短期	整備局、港湾・海岸管理者	
					3	防波堤の整備/改修、粘り強い化の検討	瀬戸内側	—	No.2を踏まえ、対策の必要性を含めた検討が必要。	No.2を踏まえ、今後の対応を検討。	短期	整備局、港湾・海岸管理者	
				太平洋側			浅川港の津波防波堤は整備済、須崎港の津波防波堤は整備中。	No.2を踏まえ、新たなL1津波等に対する防波堤の効果、対応方針等の検討が必要。	No.2を踏まえ、主な港湾における防波堤の粘り強い化、また、津波防波堤の今後の実施方針等について検討。	短期	整備局、港湾・海岸管理者		
				防潮堤・護岸による津波対策	4	防潮堤・護岸の安定性や津波低減効果の照査	瀬戸内側	一部の港湾・海岸施設において、地震動に対する安定性の照査がなされている。	新たなL1津波等に対する安定性の検討が必要。 未実施の港湾・海岸施設の地震動に対する検討が必要。	照査を着実に進めるため、今後の安定性の照査における計画について検討。	短期	整備局、海岸管理者	
							太平洋側	一部の港湾・海岸施設において、地震動に対する安定性の照査がなされている。	新たなL1津波等に対する安定性の検討が必要。 未実施の港湾・海岸施設の地震動に対する検討が必要。	照査を着実に進めるため、今後の安定性の照査における計画について検討。	短期	整備局、海岸管理者	
		5	防潮堤・護岸の整備/改修、粘り強い化の検討		瀬戸内側	現状の防潮堤・護岸は高潮対策として整備を進めている。	津波対策とした場合の施設整備の検討が必要。 施設の老朽化に対する検討が必要。 No.4を踏まえた検討が必要。	No.4を踏まえ、津波対策の実施方針等を検討。 現在整備中のものはその推進を図る。	短期～中期	整備局、海岸管理者			
					太平洋側	撫養港海岸において、地震・津波対策としての護岸の嵩上、液状化対策を実施中。 浅川港海岸、日和佐港海岸、高知港海岸において、地震・津波対策としての防潮堤等の嵩上げ等を実施中。 高知県は海岸耐震化計画を作成。	—	整備を推進。	短期	整備局			
		水門・陸閘等による津波対策	6	港湾における水門の整備/改修の検討	瀬戸内側	現状の水門は、高潮対策として整備されている。 一部の水門について、電動化等を検討または実施中。	新たなL1津波等に対する検討が必要。 一部の水門について耐震性の確認が必要。	現状を整理し、今後の実施方針等を検討。 実施中のものはその推進を図る。	短期	海岸管理者			
					太平洋側	現状の水門は、高潮対策として整備されている。 一部の水門の耐震化・耐水化・電動化等を実施中。	新たなL1津波等に対する検討が必要。 一部の水門について耐震性の確認が必要。	現状を整理し、今後の実施方針等を検討。 実施中のものはその推進を図る。	短期	海岸管理者			
			7	港湾における陸閘の整備/改修/廃止 既存施設の統廃合の整理	瀬戸内側	現状の陸閘は高潮対策として整備されている。 陸閘の統廃合や常時閉鎖へ向けた検討や対策を順次実施中。	新たなL1津波等に対する検討が必要。 関係者との調整・合意形成に時間を要する。 数が多く、統廃合の検討が必要。	現状を整理し、今後の実施方針等を検討。 引き続き関係者との調整・合意形成を図る。	短期	海岸管理者			
		太平洋側			現状の陸閘は高潮対策として整備されている。 一部の陸閘について、常時閉鎖・完全閉鎖・陸閘動力化を実施中。	新たなL1津波等に対する検討が必要。 関係者との調整・合意形成に時間を要する。 数が多く、統廃合の検討が必要。	現状を整理し、今後の実施方針等を検討。 引き続き関係者との調整・合意形成を図る。	短期	海岸管理者				

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
臨海部における避難等の安全対策	円滑な避難対策のとりくみ				8	臨港地区における避難計画の策定	瀬戸内側	臨港地区における避難計画について策定していない。	臨港地区における避難計画の策定の推進が必要。避難における火災への対応が必要。	計画の策定が必要な地域を選定し、徳島小松島港沖洲地区等を参考に順次検討を進めていく。	短期～中期	整備局、市町、港湾・海岸管理者、関係企業	
							太平洋側	徳島小松島港沖洲(外)地区を対象に避難対策WGを開催し、検討を実施中。立地企業及び関連企業の一部において、独自の避難計画が策定済。	臨港地区における避難計画について、徳島小松島港沖洲(外)地区以外の策定の推進が必要。避難における火災への対応が必要。	計画の策定が必要な地域を選定し、順次検討を進めていく。	短期～中期	整備局、市町村、港湾・海岸管理者、関係企業	
					9	臨港地区における避難のための協定の締結	瀬戸内側	(例)大規模災害発生時における船舶輸送に関する協定(香川県旅客船協会)災害時の船舶による輸送等に関する協定(愛媛県旅客船協会)災害時の人員等の輸送に関する協定(社団法人愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会)津波避難ビルを指定中。(八幡浜市)	更なる充実が必要。	協定の必要性を検討した上で、必要な協定の締結に向けた協議を進めていく。	随時	市町、港湾・海岸管理者、関係企業	
							太平洋側	(例)NEXCO、徳島県、徳島市において、高速道路を利用した津波避難場所の協定を締結済。(徳島県)臨港地区内において、既存施設を津波避難ビルに指定済。(高知港)	更なる充実が必要。	協定の必要性を検討した上で、必要な協定の締結に向けた協議を進めていく。	随時	市町村、港湾・海岸管理者、関係企業	
					10	津波ハザードマップの整備	瀬戸内側	一部の地域は、津波ハザードマップ又は津波浸水予想図を公表済。	No.1を踏まえ津波ハザードマップの見直しが必要。	No.1に対応したハザードマップを順次作成。	短期	市町	
							太平洋側	一部の地域は、津波ハザードマップ又は津波浸水予想図を公表済。	No.1を踏まえ津波ハザードマップの見直しが必要。	No.1に対応したハザードマップを順次作成。	短期	市町村	
					11	臨港地区における避難訓練の実施	瀬戸内側	一部の地域において避難訓練を実施。	臨海部を対象とした訓練の充実が必要。避難シナリオ(避難計画)が決まっていない。No.8を踏まえた避難訓練の実施が必要。	No.8等を踏まえ、訓練を検討。	短期～中期	整備局、市町、港湾・海岸管理者	
							太平洋側	4県共同(三重、和歌山、徳島、高知)津波避難訓練の実施。立地企業の一部で、独自の避難訓練を実施。	臨海部を対象とした訓練の充実が必要。避難シナリオ(避難計画)が決まっていない。No.8を踏まえた避難訓練の実施が必要。	No.8等を踏まえ、訓練を検討。	短期～中期	整備局、市町村、港湾・海岸管理者	
					12	臨港地区における啓発/広報の実施	瀬戸内側	(例)各種イベント、出前懇談会等の開催。(香川県)広報活動、愛媛県津波防災セミナー等の実施。(愛媛県)	啓発/広報の計画的な実施が必要。多様な港湾利用者に対応した啓発/広報の検討が必要。	防災に関するシンポジウムやセミナーの実施、ピラ配布などを計画的に実施。	随時	整備局、市町、港湾・海岸管理者	
							太平洋側	(例)防災人材育成センター(徳島県)により各種講演会を実施。自主防災組織結成に向けた講習会を実施。(徳島県)みなと防災シンポジウムの開催。(高知県)	啓発/広報の計画的な実施が必要。多様な港湾利用者に対応した啓発/広報の検討が必要。	防災に関するシンポジウムやセミナーの実施、ピラ配布などを計画的に実施。	随時	整備局、市町村、港湾・海岸管理者	
					13	波浪計等による津波観測の高度化		高知西部沖、徳島海陽沖にGPS波浪計を整備済。	観測網の充実が必要。	室戸岬沖のGPS波浪計をH25年度に整備。	短期	整備局	

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目標	目的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期		
				津波に関する情報共有	14	臨港地区における情報伝達・提供手法の検討	<p>瀬戸内側</p> <p>(例) 携帯電話で「避難情報配信サービス」の登録者に各市町が発表した避難勧告等の情報を配信している。(香川県) 携帯電話で「愛媛県防災メール」登録者に津波情報等の防災情報を提供している。(愛媛県) 防災行政無線、コミュニティFM、緊急速報メール、消防無線、有線放送、広報車または自主防災組織、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し伝達を行う。(今治市)</p>	<p>複数の情報提供手段の確保が必要。防災行政無線の適正な配置が必要。関係機関への周知徹底や伝達網の充実、関係者との調整、運用方法の検討が必要。自治会の広報が、臨港地区まで聞こえるかどうかの確認が必要。</p>	<p>地域住民等と調整しながら効率的な手段を検討。関係機関への情報伝達の手段等について、検討。</p>	随時	県、市町、港湾・海岸管理者	
							<p>太平洋側</p> <p>(例) 防災行政無線については、全市町村で整備済。(徳島県) 一部の港湾関係者に対して、気象庁等から登録者の携帯に配信される緊急地震速報サービスを周知している。(高知県)</p>	<p>複数の情報提供手段の確保が必要。防災行政無線の適正な配置が必要。関係機関への周知徹底や伝達網の充実、関係者との調整、運用方法の検討が必要。自治会の広報が、臨港地区まで聞こえるかどうかの確認が必要。</p>	<p>地域住民等と調整しながら効率的な手段を検討。関係機関への情報伝達の手段等について、検討。</p>	随時	県、市町村、港湾・海岸管理者	
				避難施設による避難の確実性の向上	15	臨港地区における避難誘導標識/情報板/津波水位の視認板/サイレン等による津波関連の情報提供の高度化	<p>瀬戸内側</p> <p>一部の施設において当該地点の標高等を記載した表示板を設置。</p>	<p>多様な港湾利用者に対応した効果的な設置が必要。関係者との調整、運用方法の検討が必要。地元市町の避難計画等との整合が必要。</p>	<p>現状を整理し、今後の対応方針を検討。</p>	短期	市町、港湾・海岸管理者	
							<p>太平洋側</p> <p>高知新港振興プランにおいて、概略検討を実施。 その他、一部市町村において、避難場所、避難経路の明示等について取り組んでいる。</p>	<p>多様な港湾利用者に対応した効果的な施設設置が必要。関係者との調整、運用方法の検討が必要。地元市町村の避難計画等との整合が必要。</p>	<p>現状を整理し、今後の対応方針を検討。なお、高知新港においては、検討を踏まえ、必要な整備を順次実施。</p>	短期	市町村、港湾・海岸管理者	
					16	臨港地区における津波避難施設の配置等	<p>瀬戸内側</p> <p>一部の既存施設において、津波避難ビルを指定。</p>	<p>避難施設の整備等の必要性について検討が必要。</p>	<p>津波避難ビルの指定、高台等への避難に向けた検討を進めていく。</p>	短期～中期	市町、港湾・海岸管理者	
							<p>太平洋側</p> <p>一部の既存施設において、津波避難ビルを指定、避難タワーを設置。</p>	<p>臨海部の避難者数に対して施設数が不足。多様な港湾利用者に対応した効果的な施設の確保が必要。</p>	<p>設置や指定に向けた検討を進め、必要な対策を順次実施。</p>	短期～中期	市町村、港湾・海岸管理者	
				水門・陸閘等の運用等の体制の強化	17	港湾における水門/陸閘等の施設維持、保全の検討	<p>瀬戸内側</p> <p>操作確認などメンテナンスについて定期的に実施。 協定を結び、年1回程度の開閉訓練等を実施。</p>	<p>適切な維持管理・保全ができるよう、体制整備等について取り組むことが必要。 訓練の徹底。 適切な修繕の実施。</p>	<p>引き続きメンテナンスを実施するとともに、体制強化に向けて検討する。 体制の強化。 情報伝達の徹底。</p>	随時	海岸管理者、市町	
							<p>太平洋側</p> <p>操作確認などメンテナンスについて定期的に実施。</p>	<p>適切な維持管理・保全ができるよう、体制整備等について取り組むことが必要。</p>	<p>引き続きメンテナンスを実施するとともに、体制強化に向けて検討する。</p>	随時	海岸管理者、市町村	
					18	操作の簡素化	<p>瀬戸内側</p> <p>—</p>	<p>操作の簡素化に向けた検討が必要。</p>	<p>現状を整理し、今後の対応方針を検討。</p>	短期～中期	海岸管理者	
							<p>太平洋側</p> <p>—</p>	<p>操作の簡素化に向けた検討が必要。</p>	<p>現状を整理し、今後の対応方針を検討。</p>	短期～中期	海岸管理者	
					19	運用体制の整備、管理方法の高度化	<p>瀬戸内側</p> <p>海岸管理者より委託(市町、消防団、住民、自治会、企業、漁組など)及び海岸管理者直営で対応。</p>	<p>関係者との情報共有・報告など実行性のある運用方法の検討や徹底が必要。</p>	<p>「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」「水門・陸閘等の効果的な管理運用検討委員会」での検討をふまえ、運用・管理方法を検証・検討。</p>	短期	海岸管理者、市町	
							<p>太平洋側</p> <p>海岸管理者より委託(市町、消防団、住民、自治会、企業、漁組など)及び海岸管理者直営で対応。 一部の地域において、チェックリストを作成し、水門・陸閘等の操作依頼先リストを作成済。 一部の地域において、県内統一した操作ルールを検討中。</p>	<p>関係者との情報共有・報告など実行性のある運用方法の検討や徹底が必要。 閉鎖の実行性の確保、作業者の安全確保の向上が必要。</p>	<p>「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」「水門・陸閘等の効果的な管理運用検討委員会」での検討をふまえ、運用・管理方法を検証・検討。</p>	短期	海岸管理者、市町村	

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
	船舶の安全な避難			漂流物による被害を防止・軽減	20	漂流物補足施設等の整備/流出防止対策の検討	瀬戸内側	(例) 小型船舶の漂流防止のための啓発チラシを作成。	事業者等利用者と連携した対応が必要。	現状を踏まえ、今後の取り組み方針を検討。	短期	港湾・海岸管理者、事業者	
							太平洋側	(例) 一部の海岸において、津波バリアを設置。一部の地域において、固縛等を実施中。	事業者等利用者と連携した対応が必要。	現状を踏まえ、今後の取り組み方針を検討。	短期	港湾・海岸管理者、事業者	
			船舶の安全な避難	21	航行・停泊する船舶の安全の確保	瀬戸内側	各港湾においては、港長が船舶種類毎の避難基準を定めている。	更なる実効性の向上が必要。	現状を踏まえ、今後の取り組み方針を検討。	短期	海上保安部、整備局、港湾・海岸管理者、関係企業		
						太平洋側	瀬戸内海における津波からの安全な避難先を検討している。	瀬戸内海においては、安全な避難先の面積・水深等が不足している。	安全な避難先の確保について検討。	短期	海上保安部、整備局、瀬戸安協		
	津波対策に資する体制の構築等			行政機能の確保	22	港湾関係の庁舎等の耐震性・耐津波性の向上	瀬戸内側	一部の施設の耐震化が完了。	各機関の全体方針を踏まえた対応が必要。火災等が生じた場合の対応について検討が必要。	各機関の全体計画の中で検討・実施。	短期～中期	海上保安部、運輸局、整備局、港湾・海岸管理者、県、市町村	
							太平洋側	耐震・耐津波化について順次実施。	各機関の全体方針を踏まえた対応が必要。火災等が生じた場合の対応について検討が必要。	各機関の全体計画の中で検討・実施。	短期～中期	海上保安部、運輸局、整備局、港湾・海岸管理者、県、市町村	
					23	備蓄燃料等物資の確保	瀬戸内側	一部の施設において、非常用の物資等の備蓄を実施。	各機関の全体方針を踏まえた対応が必要。	各機関の全体計画の中で検討・実施。	短期	海上保安部、運輸局、整備局、港湾・海岸管理者、県、市町村	
							太平洋側	自家発電装置等について、一部の庁舎における耐津波化終了。また、燃料タンク容量増強を実施中。	各機関の全体方針を踏まえた対応が必要。	各機関の全体計画の中で検討・実施。	短期	海上保安部、運輸局、整備局、港湾・海岸管理者、県、市町村	
	24	所有船舶関連施設の耐津波性の向上(係留方法の工夫)	(例) 整備局の船舶については、港湾業務艇、海洋環境整備船の係留施設は棧橋構造となっている。一部の施設については、二段階によるチェーンの設置により、津波による棧橋の流失を防止する構造となっている。	すべての施設に津波による流出防止の検討が必要。	棧橋構造に係る耐津波構造とすることなど対応を検討。	短期	整備局等						

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
緊急物資を一刻も早く搬入	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	四国の広域的な海上輸送の継続指針の策定	四国の広域的な海上輸送の継続指針に向けた施策	四国における広域的な被害想定	25	想定する地震・津波の規模の設定	東日本大震災を踏まえた新たな地震・津波を想定した。	—	—	済	整備局	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応	
					26	想定する地震・津波による施設の被害想定	新たな想定地震・津波を踏まえた施設の被害を想定した。	—	—	済	整備局	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応	
					27	想定する地震・津波による漂流物量の想定	東日本大震災、過去の研究成果および四国の港湾の利用状況を踏まえた漂流物量の想定とその拡散予測を行った。	漂流物の拡散予測に基づく船舶の航行可否に関する評価が未定。	漂流物の拡散予測に基づく船舶の航行可否に関する評価を行う。	短期	整備局	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応	
産業物流を早期に回復					28	緊急物資の搬入目標の設定	東日本大震災の実績および航路啓開作業能力等を踏まえた緊急物資の搬入目標を設定した。	関係者間の合意形成が必要。火災等が生じた場合の輸送手段の対応について検討が必要。	関係者で協議して検討する。	短期	整備局、港湾管理者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応	
					29	エネルギーの供給確保	東日本大震災の実績および航路啓開作業能力等を踏まえたエネルギー拠点港湾の機能回復目標を設定した。	関係者間の合意形成が必要。火災等が生じた場合の輸送手段の対応について検討が必要。	関係者で協議して検討する。	短期	整備局、港湾管理者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応	
					30	産業物流の回復目標	産業物流の回復目標の考え方の確立	優先して機能回復を図る港湾施設の選定手順について素案を作成した。	—	—	済	整備局、港湾管理者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
エネルギーの供給を確保					31	四国の広域的な海上輸送の継続指針の関係者間における連絡体制の構築	航路啓開・復旧作業の要請について連絡窓口を一元化する素案を提示し、関係者間で合意した。初動体制づくりまでの対処行動に応じた目標時間の素案を提示した。	—	関係者間で合意形成を図る。	短期	整備局、港湾管理者、民間建設・調査・測量団体	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応	
					32	連絡体制の確立	確実性の高い通信手段の確保と情報共有体制の構築	民間建設団体へアンケートを実施した結果、約8割以上の事業者は固定電話・携帯電話以外の有効な通信手段を持っていない。民間建設・調査・測量団体から四国地方整備局へのリエゾン派遣について合意した。	通信手段を充実させ、確実な情報共有手段を構築する必要がある。	衛星電話の追加配備、その他通信手段の検討。(現地作業用を含む)中国、近畿地方整備局から海上保安本部に対し、情報収集方法を検討。海洋調査協会、埋立浚渫協会等に所属する会員会社の避難場所に関する事前の情報共有等各社の事業・業務継続計画との連携。	短期～中期	整備局、港湾管理者、海上保安部、民間建設・調査・測量団体	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
					33	四国で利用可能な船舶・資機材の想定	被害想定を踏まえると15船団～8船団が形成可能と想定。航路啓開に有効な測量機器であるナローマルチビームの四国周辺での保有状況は13台と想定。ナローマルチビームについて、測量調査会社以外でも、建設団体加盟企業の一部も所有をしていることを確認。	四国で利用可能な船舶・資機材を更に確保する必要がある。	作業船不足を補うため、ガット船による撤去の可能性について検討。測量機器については、調査・測量会社以外の大学・建設会社・行政の保有状況について調査する。	短期～中期	整備局、民間建設・調査・測量団体	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応	
エネルギーの供給を確保					34	航路啓開・復旧施設の優先順位と作業手順の確立	各県毎に、県内で航路啓開を行う港湾の優先順位及び港湾の中で航路啓開を行う施設の優先順位について素案を作成した。災害時に被害状況を考慮した場合の航路啓開を行う港湾の優先順位の考え方の素案を作成した。	港湾管理者と調整した優先順位の素案について、関係市町村・行政機関との合意する必要がある。	航路啓開を行う港湾の優先順位について、関係者間で合意形成を図り、地域防災計画へ位置付けるなど、合意形成に向けて検討。	短期	県、市、港湾管理者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応	
					航路啓開・港湾施設復旧計画の検討	航路啓開作業の手順について海上保安本部と調整中。	関係者間で調整を図り、手順化すべき内容を精査する必要がある。	啓開・復旧作業許可の迅速化を図るべく、事前に作業方法・手順を確認して情報共有する。航路啓開作業(測量)の手順について、合意形成を図る。	短期～中期	整備局、港湾管理者、海上保安部、民間建設・調査・測量団体	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応		

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期		
					35	海上から回収した漂流物の処理手順の確立	主な海上流出物の種類毎の処理方法について、東北の実績を整理した。四国の各港湾における海上流出物について、種類別に発生量を整理した。各主要港における仮置き場の候補地の素案を作成した。	関係者間で調整を図り、東北での漂流物処理における問題点を抽出するとともに、仮置き場の必要面積を精査する必要がある。	回収した漂流物の処理方法と役割分担について、関係者間の事前合意を図る。最終処分についての処分場や処理方法について検討する必要がある。	短期～中期	整備局、港湾管理者、海上保安部、民間建設・調査・測量団体	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
					36	作業船舶への水・燃料の供給方法の確立	建設関係団体による作業船への給油・給水方法及び頻度について確認した。建設関係団体が通常時に燃料調達先としている商社の名簿を共有する方針を確認。給水については、陸側設備からの給水を行える場所を整理し、共有する方針を確認。	災害時には通常時の燃料・水の調達方法の代替手段を事前想定しておく必要がある。	行政側は、給水設備のある場所を事前に整理し、情報共有する。建設関係団体は通常調達している商社の名簿を作成し、関係者間で情報共有を図る。	短期	港湾管理者、民間建設・調査・測量団体	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
					37	応急復旧を行うための資材置き場・資材調達方法の想定	迅速な事後対策に必要な資材調達方法の検討手順を提案。	-	-	済	整備局	四国臨海部液化化対策検討WGで対応
				緊急物資海上輸送計画の検討	38	緊急物資輸送ができる船舶と係留施設の適合性調査	四国の係留施設におけるフェリー等荷役の適否について、岸壁諸元との適合性を簡易的に判定した。	船舶と係留施設の適合性を向上させるため、更に充実した検討を行う必要がある。	今後は、簡易的な判定結果を関係者間で情報共有を図るとともに、より詳細な検討を行うために事業者へのヒアリングを行う。	短期～中期	整備局、港湾管理者、運輸局、事業者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
					39	緊急物資輸送における作業手順の確立	災害時におけるフェリーによる臨時航路の開通方法や手続きの迅速化のための留意事項を整理した。災害協定に基づく要請ルートの一歩化、要請の優先順位及び航路を離脱した際の損失補償・船舶保険等の運用について素案を作成した。	関係者間で調整を図り、迅速な海上輸送を実現させるための事前準備をする必要がある。	災害協定に基づく要請ルートの一歩化、要請の優先順位及び航路を離脱した際の損失補償・船舶保険等の運用について素案を作成した。	短期～中期	港湾管理者、運輸局、事業者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
				広域的な港湾間における連携体制強化の検討	40	緊急物資の海上輸送に係る広域的な体制の確立とそれに対応した港湾機能の検討	各県各港湾における緊急時の海上物流の拠点となる港湾の素案を検討し、四国としての拠点港湾の選定の必要性について合意した。	四国における海上輸送拠点の選定方法を検討する必要がある。	地域防災計画の位置付けと整合を取りつつ、九州等の他地域からの受援や四国内の港湾間の海上輸送等、に係る海上輸送ネットワークの構築のための港湾の選定や、必要な体制の整備・施設の改善を図る。	短期	整備局、港湾管理者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
					41	産業物流に関する海上輸送の復旧に向けた広域的なバックアップ体制の確立	産業物流のバックアップ港が未想定であることによる事業所での生産活動、サプライチェーンへの多大な影響を回避する必要性について合意した。	四国における産業物流のバックアップ港の選定方法を検討する必要がある。	産業物流の実態等を踏まえつつ、災害時に産業物流のバックアップを効果的に行えるよう、産業物流と組み合わせる。バックアップ港湾の選定、必要な体制の整備・施設の改善を図る。	短期	港湾管理者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
				港湾及び空港、道路の連携による輸送ネットワークの検討	42	港湾及び空港、道路の連携による輸送ネットワークの確立	道路と港湾が連携した啓開作業と物流の確保の必要性について合意されている。	道路と港湾の啓開計画の整合を図るべく、関係者間で十分な情報共有を図る必要がある。	道路啓開計画と航路啓開計画の整合性を図り、物流ボトルネックを解消。太平洋沿岸部における海上輸送を利用した道路啓開作業への支援計画の策定。	短期～中期	整備局、港湾管理者、民間建設・調査・測量団体	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
					43	関係者間の情報共有体制の確保	四国地方整備局の災害対策本部と各県災害対策本部の迅速な情報共有の必要性について合意されている。	関係者間での通信手段の充実等により情報共有体制を強化する必要がある。	衛星電話の充実、リエゾン派遣の事前合意による迅速な情報共有体制を確立。	短期	整備局、港湾管理者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
					44	関係者間の連携体制の構築	港湾・道路・空港の連携を想定した復旧順位の決定手順の必要性について合意されている。	港湾・道路・空港の被害状況を総合的に勘案して啓開順位を決定する必要がある。	四国地方整備局の災害対策本部と各県災害対策本部が連携した復旧優先順位の決定手順を確立。	短期～中期	整備局、港湾管理者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期		
				実効性の確保	45	航路啓開の作業船等への燃料供給に関する事業者との協定	災害時の広域的協定の締結を検討することについて合意した。	災害協定の締結に向けて関係者間調整が必要。	必要に応じて災害時の協定を締結。	短期～中期	民間建設・調査・測量団体、商社	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
					46	緊急物資輸送事業者との災害協定	災害時の広域的協定の締結を検討することについて合意した。	災害協定の締結に向けた関係者間調整が必要。	災害時の協定を締結。	短期～中期	港湾管理者、事業者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
					47	広域的な定期訓練	四国の広域的な海上輸送の継続指針の実行性を確保することの必要性について合意した。	訓練の実施に向けた関係者間調整が必要。	四国での広域的な訓練の企画と定期的な実施を検討。	短期	整備局、港湾管理者、運輸局、海上保安部、民間建設・調査・測量団体、事業者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応
		四国の広域的な海上輸送の継続指針実現に向けた施策	地震に強い施設に関する検討	48	耐震強化岸壁の活用方策の検討	耐震性について確認中。災害時に有用な喫水の深いフェリー・RORO船等耐震強化岸壁を使えることが必要であることについて合意した。	地震動に応じた施設とすることが必要。	地震動に応じた耐震性について確認を進める。喫水の深いフェリー・RORO船等の接岸について対応を検討。	短期～中期	整備局、港湾管理者	四国広域緊急時海上輸送等検討WGで対応	
				液状化対策に関する検討	49	液状化対策を決定する考え方を検討	災害発生後の海上輸送において重要な埠頭等について、液状化対策の優先度を判定する手順を提案。	—	—	済	整備局	四国臨海部液状化対策検討WGで対応
			50		液状化事後対策の迅速に行うための考え方を検討	迅速な事後対策に必要な資材調達方法の検討手順を提案。	—	—	済	整備局	四国臨海部液状化対策検討WGで対応	

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期		
緊急物資を一刻も早く搬入	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	検討条件の整理	51	港湾の利用状況、関係者の調査	徳島小松島港の主な岸壁ごとに、利用者、荷役者、利用船舶、取扱貨物の種類や量について把握している。	一目で分かる整理がなされていないので震災時に活用することが難しい。	図表として整理。	短期	港湾管理者、整備局	
								利用者等の連絡先が不明確。	連絡先の一覧表の作成。	短期	港湾管理者、整備局	
産業物流を早期に回復				各港湾における被害想定	52	対象事象の設定と一般被害の想定	地域防災計画において検討済。	No.25、26及び地域防災計画を踏まえた検討が必要。 2連動よりも大規模な災害について整理ができていない。 火災等が生じた場合の輸送手段の対応について検討が必要。	No.25、26及び地域防災計画を踏まえて、計画を立てていく。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、市、関係企業・団体	
								各港湾における被害想定	53	港湾における脆弱性の評価/施設被害想定	一部の施設について耐震性評価を実施済。	輸送ルートとしての脆弱性評価ができていない。
			定量的評価ができていない施設が存在。		中期	港湾管理者、整備局						
エネルギーの供給を確保				緊急物資の搬入目標	54	緊急物資輸送の目標(時期・種類・量)の設定	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
											No.28を踏まえた対応が必要。	No.28を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。
				緊急物資の搬入目標	54	緊急物資輸送の目標(時期・種類・量)の設定	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
										No.28を踏まえた対応が必要。	No.28を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期
				緊急物資の搬入目標	54	緊急物資輸送の目標(時期・種類・量)の設定	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
										No.28を踏まえた対応が必要。	No.28を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状		課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類			時 期	種 類		方 針	達成時期		
				エネルギーの供給確保	55	エネルギー輸送の目標(時期・種類・量)の設定	時期	No.66の内数として検討中。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
									No.29を踏まえた対応が必要。	No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							種類	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
									No.29を踏まえた対応が必要。	No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							量	通常時の物流状況について把握済。	災害時の物流状況について検討が必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
									No.29を踏まえた対応が必要。	No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
				産業物流の回復目標	56	産業物流の目標(時期・種類・量)の設定	時期	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
									No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
							種類	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
									No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
							量	通常時の物流状況について把握済。	災害時の物流状況について検討が必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
									No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考		
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期				
				港湾施設の復旧	57	港湾施設の復旧優先順位の検討	緊急物資	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体		
									No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体		
							エネルギー	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体		
									No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体		
							産業物流	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体		
									No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体		
				連絡体制の確立	58	港湾機能の継続指針の関係者間における連絡体制の構築	緊急物資	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	港湾機能の継続に関わる関係者で連絡網を構築することが必要。	連絡網を作成し、情報共有を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、県、市、関係企業・団体		
							企業物流	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	港湾機能の継続に関わる関係者で連絡網を構築することが必要。	連絡網を作成し、情報共有を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、県、市、関係企業・団体		
							人	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	港湾機能の継続に関わる関係者で連絡網を構築することが必要。	連絡網を作成し、情報共有を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、県、市、関係企業・団体		
							応急復旧	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	港湾機能の継続に関わる関係者で連絡網を構築することが必要。	連絡網を作成し、情報共有を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、県、市、関係企業・団体		
							59	確実性の高い通信手段の確保と情報共有体制の構築	各機関により通信機器、機材の配備状況にひらきがある。	衛星電話等について負担が大きく導入が困難。	負担の軽減策の検討や衛星電話以外の連絡・通信手段の導入について検討。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体	
										関係者の集合やリエゾンの派遣等において検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体	
No.32を踏まえた検討が必要。	No.32を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体											

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
				航路啓開・港湾施設復旧計画の検討	60	施設点検の体制確保	主体・対象箇所	公共埠頭については、徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。専用埠頭については、未実施。	早急にとりまとめることが必要。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、関係企業・団体	
							方法	未定。	施設点検の方法について検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、関係企業・団体	
					61	水域測量の実施体制の確保	主体・対象箇所	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。施設毎の実施主体が明確にされていない。	早急にとりまとめることが必要。施設毎の実施主体を明確にする必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
							方法	未定。	水域測量の方法について検討が必要。No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
					62	水域啓開の実施体制の確保	主体・対象箇所	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。施設毎の実施主体が明確にされていない。	早急にとりまとめることが必要。施設毎の実施主体を明確にする必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
							方法	未定。	水域啓開の方法について検討が必要。No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
					63	エプロン等/臨港道路啓開の実施体制の確保	主体・対象箇所	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。施設毎の実施主体が明確にされていない。	早急にとりまとめることが必要。道路法上の道路の啓開との連携を図る必要がある。施設毎の実施主体を明確にする必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
							方法	未定。	エプロン等/臨港道路啓開の方法について検討が必要。No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
					64	がれきの仮置場の確保	主体	未定。	受け入れ体制の構築が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
							方法	未定。	処分に関する手続きや方法を示したマニュアルの作成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
							対象箇所	未定。	関係者との調整が未了。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
									No.35を踏まえた検討が必要。	No.35を踏まえた検討を行う。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
					65	がれきの処分場(海面)の確保	主体	未定。	受け入れ体制の構築が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、海上保安部、県、市	
							方法	未定。	処分に関する手続きや方法を示したマニュアルの作成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、海上保安部、県、市	
対象箇所	未定。	海面処分場の候補地の選定及び合意形成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期			港湾管理者、整備局、海上保安部、県、市						
66	岸壁など係留施設やその付帯施設の応急復旧の実施体制の確保	主体・対象箇所	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。施設毎の実施主体が明確にされていない。	早急にとりまとめる必要がある。施設毎の実施主体を明確にする必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体						
		方法	未定。	手続きや方法を示したマニュアルの作成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体						

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目標	目的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
					67	本格復旧の実施にかかる行政機能の確保	受援体制 地方整備局については受援マニュアルを整備済。 施設情報の管理 地方整備局については構造物要覧を技術調査事務所で保管。	他の地域からの復旧支援要員の受け入れについて実効性を高めるための検討が必要。	対応を継続的に実施。	短期	港湾管理者、整備局		
					68	緊急輸送道路の設定	徳島県が、耐震岸壁に接続する緊急輸送路を設定済み。	—	—	—	—	—	
			海上輸送計画の検討	69	臨港地区から輸送先までの輸送手段・方法の設定	緊急物資	「南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」において、陸上部分は一部について設定済み。徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめる必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体		
		エネルギー				徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめる必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体			
		産業物流				徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめる必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体			
				70	船舶受入れ体制の確保	緊急物資	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめる必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
		エネルギー				徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめる必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、運輸局、海上保安部、関係企業・団体			
		産業物流				徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめる必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、運輸局、海上保安部、関係企業・団体			
				71	荷役の実施体制の確保	緊急物資	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめる必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体		
		エネルギー				徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめる必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体			
		産業物流				徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。	早急にとりまとめる必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体			
				72	帰宅困難者への支援体制の確保	未定。		早急にとりまとめる必要がある。	災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体		
				73	支援/受援体制の確立	徳島小松島港の港湾機能の継続指針で検討中。「危機事象発生時相互応援協定」を鳥取県と締結済。関西広域連合による「関西広域応援・受援実施要領」が今年度末に策定予定。	支援	航路啓開に必要な起重機船や測量船等の復旧に必要な資機材に関する検討が未了。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体		
		No.33を踏まえた検討が必要。						No.33を踏まえ、関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体			
		受援	受援のための拠点の運用について検討が必要。				関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体				
			No.40を踏まえた検討が必要。				No.40を踏まえ、関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体				

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
				施設管理に関する検討	74	施設管理台帳の整備	港湾施設台帳は徳島県が整理済み。	—	—	—	—		
				施設管理に関する検討	75	耐震強化岸壁の計画的な点検/維持工事	維持管理計画の策定が概ね完了。	維持管理計画に基づいた点検、維持工事が必要。	維持管理計画に基づいた適正な点検、維持工事を行う。	随時	港湾管理者		
				施設管理に関する検討	76	耐震強化岸壁の適正管理	緊急時に使えるよう通常時の使用が適正になされていない事例があった。	耐震強化岸壁や背後のふ頭用地が緊急時に使えるように通常時の運用についてルールが明確でない。	適正な管理、運用についてルール化等を実施する。	短期	港湾管理者		
			実効性の確保		77	訓練の実施	未実施。	訓練の計画をたてる。 訓練の実施のためのスキームをつくる。	関係者間で協議して、対応を検討。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
				78	関係者の事業継続計画の策定/更新(港湾機能の継続指針の内容の反映)	港湾機能の継続指針については策定中。一部の関係者について事業継続計画を策定済み。	策定済み	港湾機能の継続指針とその他の事業継続計画との整合性がとれていない。	整合性を図るために関係者間で合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
							策定未了	事業継続計画の策定が必要。	関係者は事業継続計画を策定することとし、行政が助言等を行う。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
				79	協定の締結	徳島県は、南海フェリー及びオーシャントランスと協定を締結。		必要な協定を締結する必要がある。	引き続き協定を締結していく。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
								No.46を踏まえた検討が必要。	No.46を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
		港湾機能の継続指針実現に向けた施策		耐震性を高めるべき施設計画の検討	80	耐震強化岸壁を持つ海上輸送の拠点の形成	徳島小松島港[沖洲(外)地区]-7.5m岸壁、徳島小松島港[赤石地区]-7.5m岸壁を整備済み。フェリー対応の徳島小松島港[沖洲(外)地区]-8.5m岸壁を整備中。	フェリー対応の耐震強化岸壁の整備を推進することが必要。	整備に向けた取り組みを引き続き実施。	長期	港湾管理者、整備局		
			液状化対策の計画に関する検討		81	橋梁の地震/津波対策の検討	一部橋梁において、落橋防止装置・橋脚補強等を実施。	耐震化が必要。 No.52を踏まえた検討が必要。	No.52を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	中期～長期	港湾管理者		
				82	臨港道路/埠頭用地/護岸等の液状化対策の検討	検討されていない。		対策が必要。 No.49を踏まえた検討が必要。	事後対策の迅速化について、対象箇所を含め検討を行う。 No.49を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期 短期～中期	港湾管理者 港湾管理者		
										耐震性	耐震性の確認を行う必要がある。	耐震性の確認を行う。または、防波堤の性能が発揮できない場合の対応を検討する。	短期～中期
				必要最低限の静穏度の確保の検討	83	防波堤の性能確認/粘り強い化の検討	性能評価できていない。	耐津波性	耐津波性の確認を行う必要がある。	耐津波性の確認を行う。または、防波堤の性能が発揮できない場合の対応を検討する。	短期～中期	港湾管理者、整備局	
その他				検討体制の整備	84	地域における検討体制の整備	県単位	地震・津波・高潮総合対策協議会徳島県分科会が設置。	利用者を含めた検討体制の整備が必要。	県単位での検討体制を整備。	短期	港湾管理者、整備局等	
			港湾単位				災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議を設置。	—	引き続き災害時徳島小松島港活用方策検討関係者会議による検討を実施。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期		
緊急物資を一刻も早く搬入 産業物流を早期に回復 エネルギーの供給を確保	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化 <港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	検討条件の整理	51	港湾の利用状況、関係者の調査	高松港の主な岸壁ごとに、利用者、荷役者、利用船舶、取扱貨物の種類や量について把握している。	一目で分かる整理がなされていないので震災時に活用することが難しい。	図表として整理。	短期	港湾管理者、整備局	
								利用企業の連絡先が不明確。	利用企業の連絡先の一覧表の作成。	短期		港湾管理者、整備局
								No.25、26及び地域防災計画を踏まえた検討が必要。 2連動よりも大規模な災害について整理ができていない。 火災等が生じた場合の輸送手段の対応について検討が必要。	No.25、26及び地域防災計画を踏まえて、計画を立てていく。	短期～中期		港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、市、関係企業・団体
				各港湾における被害想定	53	港湾における脆弱性の評価/施設被害想定	一部の施設について耐震性評価を実施済。	輸送ルートとしての脆弱性評価ができていない。	航路から道路まで輸送する際の支障や脆弱性についてまとめる。	短期	港湾管理者、整備局	
								定量的評価ができていない施設が存在。		中期	港湾管理者、整備局	
								No.26、48を踏まえた検討が必要。		No.26、48を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	中期	港湾管理者、整備局
				緊急物資の搬入目標	54	緊急物資輸送の目標(時期・種類・量)の設定	高松港の港湾機能の継続指針及び[内閣府]東南海・南海地震応急対策活動要領で設定済み	実効性を向上させるための取り組みが必要。	関係者で引き続き検討。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
								No.28を踏まえた対応が必要。		No.28を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体
								高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。		No.28を踏まえた対応が必要。	No.28を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期
				エネルギーの供給確保	55	エネルギー輸送の目標(時期・種類・量)の設定	高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。	実効性を向上させるための取り組みが必要。	関係者で引き続き検討。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
								No.29を踏まえた対応が必要。		No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体
								エネルギーに特化した検討が未実施。		No.29を踏まえた対応が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期
災害時の物流状況について検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体									
					エネルギーに特化した検討が未実施。	No.29を踏まえた対応が必要。	No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体			

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目標	目的	手 段			No.	実施内容	現 状		課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類			時 期	種 類		方 針	達成時期		
				産業物流の回復目標	56	産業物流の目標(時期・種類・量)の設定	時期	高松港の港湾機能の継続指針で設定済み	実効性を向上させるための取り組みが必要。	関係者で引き続き検討。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
									No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
							種類	高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。	No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
							量	通常時の物流状況について把握済み。	災害時の物流状況について検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
				港湾施設の復旧	57	港湾施設の復旧優先順位の検討	緊急物資	高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。	No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							エネルギー	港湾施設復旧の優先順位付けは未定。	港湾施設復旧の優先順位付けの検討が必要。	港湾施設復旧の優先順位付けの必要性を含め、今後検討	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
									No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							産業物流	港湾施設復旧の優先順位付けは未定。	港湾施設復旧の優先順位付けの検討が必要。	港湾施設復旧の優先順位付けの必要性を含め、今後検討	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
				連絡体制の確立	58	港湾機能の継続指針の関係者間における連絡体制の構築	緊急物資	高松港の港湾機能の継続指針で実施済み。	実効性の向上が必要。	関係者間で連絡体制を構築。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							企業物流	高松港の港湾機能の継続指針で実施済み。	実効性の向上が必要。	関係者間で連絡体制を構築。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							人	高松港の港湾機能の継続指針で実施済み。	実効性の向上が必要。	関係者間で連絡体制を構築。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							応急復旧	高松港の港湾機能の継続指針で実施済み。	実効性の向上が必要。	関係者間で連絡体制を構築。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
59	確実性の高い通信手段の確保と情報共有体制の構築	各機関により通信機器、機材の配備状況にひらきがある。		衛星電話等について負担が大きく導入が困難な場合がある。	負担の軽減策の検討や衛星電話以外の連絡・通信手段の導入について検討。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体						
					関係者の集合やリエゾンの派遣等において検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体					
					No.32を踏まえた検討が必要。	No.32を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体					

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
				航路啓開・港湾施設復旧計画の検討	60	施設点検の体制確保	主体・対象箇所	公共埠頭については、高松港の港湾機能の継続指針で検討済み。専用埠頭については、未実施。	専用埠頭の施設点検に関する検討が必要。	関係者で協議して対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、関係企業・団体	
							方法	未定。	施設点検の方法について検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、関係企業・団体	
					61	水域測量の実施体制の確保	主体・対象箇所	高松港の港湾機能の継続指針で検討済み。施設毎の実施主体が明確にされていない。	施設毎の実施主体を明確にする必要がある。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
							方法	未定。	水域測量の方法について検討が必要。No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
					62	水域啓開の実施体制の確保	主体・対象箇所	高松港の港湾機能の継続指針で検討済み。施設毎の実施主体が明確にされていない。	施設毎の実施主体を明確にする必要がある。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
							方法	未定。	水域啓開の方法について検討が必要。No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
					63	エプロン等/臨港道路啓開の実施体制の確保	主体・対象箇所	高松港の港湾機能の継続指針で検討済み。施設毎の実施主体が明確にされていない。	道路法上の道路の啓開との連携を図る必要がある。施設毎の実施主体を明確にする必要がある。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
							方法	未定。	エプロン等/臨港道路啓開の方法について検討が必要。No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
					64	がれきの仮置場の確保	主体	未定。	受け入れ体制の構築が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
							方法	未定。	処分に関する手続きや方法を示したマニュアルの作成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
							対象箇所	未定。	関係者との調整が未了。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
									No.35を踏まえた検討が必要。	No.35を踏まえた検討を行う。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
					65	がれきの処分場(海面)の確保	主体	未定。	受け入れ体制の構築が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、海上保安部、県、市	
							方法	未定。	処分に関する手続きや方法を示したマニュアルの作成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、海上保安部、県、市	
対象箇所	未定。	海面処分場の候補地の選定及び合意形成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期			港湾管理者、整備局、海上保安部、県、市						
66	岸壁など係留施設やその付帯施設の応急復旧の実施体制の確保	主体・対象箇所	高松港の港湾機能の継続指針で検討済み。施設毎の実施主体が明確にされていない。	施設毎の実施主体を明確にする必要がある。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体						
		方法	未定。	手続きや方法を示したマニュアルの作成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体						

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目標	目的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
					67	本格復旧の実施にかかる行政機能の確保	受援体制 地方整備局については受援マニュアルを整備済み。 施設情報の管理 地方整備局については構造物要覧を技術調査事務所で保管。港湾管理者については港湾施設台帳を保管。	他の地域からの復旧支援要員の受け入れについて実効性を高めるための検討が必要。	対応を継続的に実施。	短期	港湾管理者、整備局		
				68	緊急輸送道路の設定	香川県が、耐震岸壁に接続する緊急輸送路を設定済み。	—	—	—	—	港湾管理者		
			海上輸送計画の検討	69	臨港地区から輸送先までの輸送手段・方法の設定	緊急物資	「南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」において、陸上部分は一部について設定済み。	岸壁から臨港地区までの輸送手段・方法の検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体		
		エネルギー				未設定。	岸壁から輸送先までの輸送手段・方法の検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体			
		産業物流				未設定。	岸壁から輸送先までの輸送手段・方法の検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体			
				70	船舶受入れ体制の確保	緊急物資	高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。	—	—	—	—	—	
		エネルギー				高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。	—	—	—	—	—	—	
		産業物流				高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。	—	—	—	—	—	—	
				71	荷役の実施体制の確保	緊急物資	高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。	—	—	—	—	—	
		エネルギー				高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。	—	—	—	—	—	—	
		産業物流				高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。	—	—	—	—	—	—	
				72	帰宅困難者への支援体制の確保	高松港の港湾機能の継続指針で設定済み。	—	—	—	—	—		
			73	支援/受援体制の確立	未定。	支援	航路啓開に必要な起重機船や測量船等の復旧に必要な資機材に関する検討が未了。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体			
		No.33を踏まえた検討が必要。					No.33を踏まえ、関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体				
		受援				受援のための防災拠点の運用について検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体				
						No.40を踏まえた検討が必要。	No.40を踏まえ、関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体				

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目標	目的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考		
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期				
				施設管理に関する検討	74	施設管理台帳の整備	港湾施設台帳は香川県が整理済み。	—	—	—	—			
				施設管理に関する検討	75	耐震強化岸壁の計画的な点検/維持工事	維持管理計画の策定が概ね完了。	維持管理計画に基づいた点検、維持工事が必要。	維持管理計画に基づいた適正な点検、維持工事を行う。	随時	港湾管理者			
					76	耐震強化岸壁の適正管理	緊急時に使えるよう通常時の使用が適正になされていない事例があった。	耐震強化岸壁や背後のふ頭用地が緊急時に使えるように通常時の運用についてルールが明確でない。	適正な管理、運用についてルール化等を実施する。	短期	港湾管理者			
					77	訓練の実施	高松港連絡協議会で定期的に訓練を実施。	訓練を踏まえた、より高度な港湾機能の継続指針の検討。	港湾機能の継続指針を改良するため、引き続き高松港連絡協議会で協議するとともに、PDCAサイクルによる訓練内容の見直しを行う。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体			
			実効性の確保		78	関係者の事業継続計画の策定/更新(港湾機能の継続指針の内容の反映)	一部の関係者について事業継続計画を策定済み。	策定済み	港湾機能の継続指針とその他の事業継続計画との整合性がとれていない。	整合性を図るために関係者間で合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
									策定未了	事業継続計画の策定が必要。	関係者は事業継続計画を策定することとし、行政が助言等を行う。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体	
									79	協定の締結	3月8日に県と旅客船協会が災害時における船舶輸送に関する協定を締結。	必要な協定を締結する必要がある。	引き続き協定を締結していく。	短期
			耐震性を高めるべき施設計画の検討		80	耐震強化岸壁を持つ海上輸送の拠点の形成	高松港[朝日]-12m岸壁を整備済み。	高松港[朝日]-12m岸壁背後の緑地が未整備。	整備に向けた取り組みを引き続き実施。	長期	港湾管理者、整備局			
									フェリー対応の耐震強化岸壁がない。	整備に向けた取り組みを引き続き実施。	長期	港湾管理者、整備局		
			液状化対策の計画に関する検討		81	橋梁の地震/津波対策の検討	—	—	—	—	—	—		
									82	臨港道路/埠頭用地/護岸等の液状化対策の検討	臨港道路朝日町本線の一部区間において、液状化対策の実施中。	効率的な液状化対策について検討が必要。No.49を踏まえた検討が必要。	事後対策の迅速化について、対象箇所を含め検討を行う。No.49を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	長期
			必要最低限の静穏度の確保の検討		83	防波堤の性能確認/粘り強い化の検討	性能評価できていない。	耐震性	耐震性の確認を行う必要がある。	耐震性の確認を行う。または、防波堤の性能が発揮できない場合の対応を検討する。	短期	港湾管理者、整備局		
									耐津波性	—	—	—	—	—
その他				検討体制の整備	84	地域における検討体制の整備	県単位	地震・津波・高潮総合対策協議会香川県分科会が設置。	利用者を含めた検討体制の整備が必要。	県単位での検討体制を整備。	短期	港湾管理者、整備局等		
							港湾単位	高松港連絡協議会が設置。	—	引き続き協議会による検討を実施。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
緊急物資を一刻も早く搬入	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	検討条件の整理	51	港湾の利用状況、関係者の調査	主な岸壁ごとに利用者、荷役者、利用船舶、取扱貨物や量を把握済。	一目で分かる整理がなされていないので災害時に活用が困難。	活用しやすいものに整理。	短期～中期	港湾管理者、整備局		
				各港湾における被害想定	52	対象事象の設定と一般被害の想定	東南海・南海地震の2連動を対象に策定済。	No.25、26及び地域防災計画を踏まえた検討が必要。南海トラフ沖巨大地震を対象とした被害想定を検討。火災等が生じた場合の輸送手段の対応について検討が必要。	No.25、26及び地域防災計画を踏まえて、計画を立てていく。高知港機能継続連絡協議会にて新たに対策。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、市、関係企業・団体		
					53	港湾における脆弱性の評価/施設被害想定	一部の施設について耐震性評価を実施済。	輸送ルートとしての脆弱性評価ができていない。 航路から道路まで輸送する際の支障や脆弱性についてまとめる。	定期的評価ができていない施設が存在。 No.26、48を踏まえた検討が必要。	No.26、48を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局	
産業物流を早期に回復	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	緊急物資の搬入目標	54	緊急物資輸送の目標(時期・種類・量)の設定	時期	策定済。(高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性を向上させる取り組みが必要。 No.28を踏まえた対応が必要。	訓練等による検証。関係者間で引き続き協議。 No.28を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	随時 短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							種類	策定済。(高知港の機能継続のための対応・活動指針)	具体的な種別設定は未実施。No.28を踏まえた対応が必要。	No.28を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							量	策定済。(高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性を向上させる取り組みが必要。具体的な量については未設定。 No.28を踏まえた対応が必要。	訓練等による検証。関係者間で引き続き協議。 No.28を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期 短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							時期	策定済。(高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性を向上させる取り組みが必要。 No.29を踏まえた対応が必要。	訓練等による検証。関係者間で引き続き協議。 No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期 短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							種類	策定済。(高知港の機能継続のための対応・活動指針)	具体的な種別設定は未実施。No.29を踏まえた対応が必要。	No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							量	策定済。(高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性を向上させる取り組みが必要。具体的な量については未設定。 No.29を踏まえた対応が必要。	訓練等による検証。関係者間で引き続き協議。 No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期 短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
エネルギーの供給を確保	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	エネルギーの供給確保	55	エネルギー輸送の目標(時期・種類・量)の設定	時期	策定済。(高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性を向上させる取り組みが必要。 No.29を踏まえた対応が必要。	訓練等による検証。関係者間で引き続き協議。 No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期 短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							種類	策定済。(高知港の機能継続のための対応・活動指針)	具体的な種別設定は未実施。No.29を踏まえた対応が必要。	No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							量	策定済。(高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性を向上させる取り組みが必要。具体的な量については未設定。 No.29を踏まえた対応が必要。	訓練等による検証。関係者間で引き続き協議。 No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期 短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							時期	策定済。(高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性を向上させる取り組みが必要。 No.29を踏まえた対応が必要。	訓練等による検証。関係者間で引き続き協議。 No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期 短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目標	目的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考				
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期						
		産業物流の回復目標			56	産業物流の目標(時期・種類・量)の設定	時期	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性を向上させる取り組みが必要。	訓練等による検証。 関係者間で引き続き協議。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体				
									No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体				
							種類	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	具体的な種別設定は未実施。 No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体				
							量	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性を向上させる取り組みが必要。	訓練等による検証。 関係者間で引き続き協議。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体				
									No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体				
							港湾施設の復旧	57	港湾施設の復旧優先順位の検討	緊急物資	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	被災時における代替施設確保。 実行性を向上させる体制取り組みが必要。 No.34を踏まえた対応が必要。	訓練等による検証。 関係者間で引き続き協議。 No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
										エネルギー	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	優先箇所の耐震性等確保。 実行性を向上させる体制取り組みが必要。 No.34を踏まえた対応が必要。	関係者間で協議して設定。 No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
										産業物流	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性を向上させる取り組みが必要。 長期浸水に状況による優先の柔軟な対応。 No.34を踏まえた対応が必要。	関係者間で引き続き協議。 No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
		連絡体制の確立	58	港湾機能の継続指針の関係者間における連絡体制の構築	緊急物資	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性のある連絡体制網の構築。 受援・支援を含めた体制の確立。	訓練等による検証。 各主体における連絡体制の具体化。 関係者間で引き続き協議。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、県、市、関係企業・団体						
					企業物流	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性のある連絡体制網の構築。 受援・支援を含めた体制の確立。	訓練等による検証。 各主体における連絡体制の具体化。 関係者間で引き続き協議。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、県、市、関係企業・団体						
					人	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性のある連絡体制網の構築。 受援・支援を含めた体制の確立。	訓練等による検証。 各主体における連絡体制の具体化。 関係者間で引き続き協議。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、県、市、関係企業・団体						
					応急復旧	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実行性のある連絡体制網の構築。 受援・支援を含めた体制の確立。	訓練等による検証。 各主体における連絡体制の具体化。 関係者間で引き続き協議。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、県、市、関係企業・団体						

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
					59	確実性の高い通信手段の確保と情報共有体制の構築	各機関により通信機器、機材の配備状況にひらきがある。	衛星電話等について負担が大きく導入が困難。 関係者の集合やリエゾンの派遣等において検討が必要。 No.32を踏まえた検討が必要。	負担の軽減策の検討や衛星電話以外の連絡・通信手段の導入について検討。 関係者で検討し、合意形成を図る。 No.32を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期 短期 短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体 港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体 港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
					60	施設点検の体制確保	主体・対象箇所	公共埠頭は策定済。 (港湾施設の点検及び災害復旧等について覚書締結) 専用埠頭は未定。	専用埠頭の体制の確立。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、関係企業・団体	
							方法	未定。	施設点検方法について検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、関係企業・団体	
					61	水域測量の実施体制の確保	主体・対象箇所	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	各機関の業務範囲の決定が困難。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
							方法	未定。	水域測量の方法について検討が必要。 No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
					62	水域啓開の実施体制の確保	主体・対象箇所	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	各機関の業務範囲の決定が困難。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
							方法	未定。	水域啓開の方法について検討が必要。 No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体	
					63	エプロン等/臨港道路啓開の実施体制の確保	主体・対象箇所	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	長期浸水を考慮した対策の検討が必要。 国道等の道路啓開との連携を図る必要がある。 施設毎の実施主体を明確にする必要がある。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
							方法	未定。	エプロン等/臨港道路啓開の方法について検討が必要。 No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
					64	航路啓開・港湾施設復旧計画の検討	主体	未定。	受け入れ体制の構築が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、県、市	
				処分に関する手続きや方法を示したマニュアルの作成が必要。					関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、県、市		
				対象箇所			未定。	関係者との調整が未了。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、県、市		
								No.35を踏まえた検討が必要。	No.35を踏まえた検討を行う。	短期～中期	港湾管理者、整備局、県、市		

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目標	目的	手 段			No.	実施内容	現 状		課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類						方 針	達成時期		
					65	がれきの処分場(海面)の確保	主体	未定。	受け入れ体制の構築が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、県、市	
				方法			未定。	処分に関する手続きや方法を示したマニュアルの作成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、県、市		
				対象箇所			未定。	海面処分場の候補地の選定及び合意形成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、県、市		
				66	岸壁など係留施設やその付帯施設の応急復旧の実施体制の確保	主体・対象箇所	施設毎の実施主体が明確にされていない。	早急にとりまとめる必要がある。施設毎の実施主体を明確にする必要がある。	高知港機能継続連絡協議会で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体		
						方法	未定。	手続きや方法を示したマニュアルの作成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、海上保安部、関係企業・団体		
				67	本格復旧の実施にかかる行政機能の確保	受援体制	地方整備局については受援マニュアルを整備済。 高知県：「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」(H24.3.1締結)によって、カウンターパートナー(山口県・島根県)を指定済み。	他の地域からの復旧支援要員の受け入れについて実効性を高めるための検討が必要。	対応を継続的に実施。	短期	港湾管理者、整備局		
						施設情報の管理	地方整備局については受援マニュアルを整備済。 港湾管理者：港湾施設、海岸保全施設にかかる施設情報を本庁(耐震、津波対応済み)で一元管理。	保管に関するリダンダンシーの検討が必要。津波による流出に対する対策が不十分。	保管に関するリダンダンシーを確保する。	短期	港湾管理者、整備局		
				68	緊急輸送道路の設定	高知県が緊急輸送路を設定済み。		津波浸水範囲、地震動、長期浸水範囲等の更新に伴うルートの見直しが必要。	市町村が進める防災拠点の見直し作業を待って、ルートの再指定を行う。	短期	港湾管理者		
				69	臨港地区から輸送先までの輸送手段・方法の設定	緊急物資	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	明確な輸送先の指定が必要。確実な道路啓開の確保。	関係者間で協議して設定。	短期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体		
						エネルギー	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	緊急時においても陸揚許可申請等が必要。確実な道路啓開の確保。	関係者間で協議して設定。	短期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体		
						産業物流	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	緊急物資との利用調整が必要。確実な道路啓開の確保。	関係者間で協議して設定。	短期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体		
				70	船舶受け入れ体制の確保	緊急物資	策定済。 高知県と内航総連間で「災害時における船舶による輸送等に関する協定」を締結済み(H24.10.10)	実効性ある連絡体制構築が必要。	関係者間で協議して設定。	短期	港湾管理者、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
						エネルギー	策定済。 高知県と内航総連間で「災害時における船舶による輸送等に関する協定」を締結済み(H24.10.10)	実効性ある連絡体制構築が必要。	関係者間で協議して設定。	短期	港湾管理者、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
						産業物流	策定済。 高知県と内航総連間で「災害時における船舶による輸送等に関する協定」を締結済み(H24.10.10)	実効性ある連絡体制構築が必要。	関係者間で協議して設定。	短期	港湾管理者、運輸局、海上保安部、関係企業・団体		
			海上輸送計画の検討										

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目標	目的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考				
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期						
					71	荷役の実施体制の確保	緊急物資	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実効性ある連絡体制構築が必要。	関係者間で協議して設定。	短期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体				
							エネルギー	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実効性ある連絡体制構築が必要。	関係者間で協議して設定。	短期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体				
							産業物流	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)	実効性ある連絡体制構築が必要。 代替荷役機械の確実な調達。	関係者間で協議して設定。	短期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体				
					72	帰宅困難者への支援体制の確保	策定済。 (高知港の機能継続のための対応・活動指針)		湾口閉塞時の検討は未定。	関係者間で協議して設定。	随時	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体				
							73	支援/受援体制の確立	四国の港湾における地震・津波対策検討会において検討を実施。	航路啓開に必要な起重機船や測量船等の復旧に必要な資機材に関する検討が未了。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体			
										受援のための拠点の運用について検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者・整備局・運輸局・関係企業・団体			
								No.40を踏まえた検討が必要。	No.40を踏まえ、関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者・整備局・運輸局・関係企業・団体					
					施設管理に関する検討	74	施設管理台帳の整備	港湾施設台帳は高知県が整理済み。		—	—	—	—			
								75	耐震強化岸壁の計画的な点検/維持工事	維持管理計画の策定が完了。		維持管理計画に基づいた点検、維持工事が必要。	維持管理計画に基づいた適正な点検、維持工事を行う。	随時	港湾管理者	
										76	耐震強化岸壁の適正管理	緊急時に使えるよう通常時の使用が適正になされていない事例があった。		耐震強化岸壁や背後のふ頭用地が緊急時に使えるように通常時の運用についてルールが明確でない。	適正な管理、運用についてルール化等を実施する。	短期
					実効性の確保	77	訓練の実施	臨海部に係る訓練はしていない。				訓練の計画をたてる。 訓練の実施のためのスキームをつくる。	高知港機能継続連絡協議会で検討を図っていく。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体	
								78	関係者の事業継続計画の策定/更新 (港湾機能の継続指針の内容の反映)	港湾機能の継続指針については策定中。 一部の関係者について事業継続計画を策定済み。		港湾機能の継続指針とその他の事業継続計画との整合性がとれていない。	整合性を図るために関係者間で合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体	
												事業継続計画の策定が必要。	関係者は事業継続計画を策定することとし、行政が助言等を行う。	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体	
								79	協定の締結	災害時における船舶による輸送等に関する協定。 (日本内航海運組合総連合会) 大規模災害時の支援活動に関する協定。(日本埋立浚渫協会四国支部) 大規模災害時における支援活動に関する協定。 (高知県建設業協会)		実現性の担保。	高知港機能継続連絡協議会で検討を図っていく。	短期～長期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
		No.46を踏まえた検討が必要。	No.46を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～長期						港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体						
耐震性を高めるべき施設計画の検討	80	耐震強化岸壁を持つ海上輸送の拠点の形成	三里地区岸壁(-11m)が計画。 潮江地区岸壁(-7.5m)を整備済。		耐震強化岸壁の整備を推進することが必要。	整備に向けた取り組みを引き続き実施。	長期	港湾管理者、整備局								

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考	
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期			
				液状化対策の計画に関する検討	81	橋梁の地震/津波対策の検討	対策済み(対象橋梁2橋)。	—	—	短期～中期	港湾管理者		
				液状化対策の計画に関する検討	82	臨港道路/埠頭用地/護岸等の液状化対策の検討	未実施。	緊急輸送道路と耐震強化岸壁を結ぶ臨港道路等の検討が必要。 No.49を踏まえた検討が必要。	今後、検討予定。 No.49を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者		
				必要最低限の静穏度の確保の検討	83	防波堤の性能確認/粘り強い化の検討	性能評価できていない。	耐震性の確認を行う必要がある。	耐震性の確認を行う。または、防波堤の性能が発揮できない場合の対応を検討する。	短期～中期	港湾管理者、整備局		
								耐津波性の確認を行う必要がある。	耐津波性の確認を行う。または、防波堤の性能が発揮できない場合の対応を検討する。	短期～中期	港湾管理者、整備局		
その他				検討体制の整備	84	地域における検討体制の整備	県単位	地震・津波・高潮総合対策協議会高知県分科会が設置。	利用者を含めた検討体制の整備が必要。	県単位での検討体制を整備。	短期	港湾管理者、整備局等	
							港湾単位	高知港機能継続連絡協議会を設置済。(H25.2.25)	—	—	随時	港湾管理者、整備局、運輸局、海上保安部、関係企業・団体	

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題	対 応		主 体	備 考								
		大分類	中分類	小分類					方 針	達成時期										
緊急物資を一刻も早く搬入	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	検討条件の整理	51	港湾の利用状況、関係者の調査	港の主な岸壁ごとに、利用者、荷役者、利用船舶、取扱貨物の種類や量について把握している。	一目で分かる整理がなされていないので震災時に活用することが難しい。	図表として整理。	短期	港湾管理者、整備局									
								利用者等の連絡先が不明確。	連絡先の一覧表の作成。	短期	港湾管理者、整備局									
産業物流を早期に回復	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	各港湾における被害想定	52	対象事象の設定と一般被害の想定	地域防災計画において未検討。(地域防災計画において検討済。)	港湾における被害の設定が必要。No.25、26及び地域防災計画を踏まえた検討が必要。火災等が生じた場合の輸送手段の対応について検討が必要。	No.25、26及び地域防災計画を踏まえて被害想定をたてて、関係者と合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、整備局等									
								輸送ルートとしての脆弱性評価ができていない。	航路から道路まで輸送する際の支障や脆弱性についてまとめる。	中期	港湾管理者、整備局									
エネルギーの供給を確保	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	各港湾における被害想定	53	港湾における脆弱性の評価/施設被害想定	未実施。(一部の施設について耐震性評価を実施済。)			定量的評価ができていない施設が存在。	中期	港湾管理者、整備局								
							No.26、48を踏まえた検討が必要。	No.26、48を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	中期	港湾管理者、整備局										
エネルギーの供給を確保	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	緊急物資の搬入目標	54	緊急物資輸送の目標(時期・種類・量)の設定	時期	未定。	No.28を踏まえた対応が必要。	No.28を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体								
							種類	未定。	No.28を踏まえた対応が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体								
							量	未定。	災害時の物流状況について検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体								
									No.28を踏まえた対応が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体								
							エネルギーの供給確保	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	緊急物資の搬入目標	55	エネルギー輸送の目標(時期・種類・量)の設定	時期	未定。	No.29を踏まえた対応が必要。	No.29を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
														種類	未定。	No.29を踏まえた対応が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
														量	未定。	災害時の物流状況について検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
																No.29を踏まえた対応が必要。	No.29を踏まえ、関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							産業物流の回復目標	港湾機能の継続指針に基づく港湾の災害対応力の強化<港湾機能の早期回復>	港湾機能の継続指針の策定による対応	港湾機能の継続指針に向けた施策	産業物流の回復目標	56	産業物流の目標(時期・種類・量)の設定	時期	未定。	No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
														種類	未定。	No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
														量	未定。	災害時の物流状況について検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	
																No.30を踏まえた対応が必要。	No.30を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、関係企業・団体	

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状		課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類						方 針	達成時期		
				港湾施設の復旧	57	港湾施設の復旧優先順位の検討	緊急物資	港湾施設復旧の優先順位は未定。	港湾施設復旧の優先順位付けの検討が必要。	港湾施設復旧の優先順位付けの必要性を含め、今後検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
									No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
									港湾施設復旧の優先順位付けの検討が必要。	港湾施設復旧の優先順位付けの必要性を含め、今後検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
									No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
							エネルギー	港湾施設復旧の優先順位付けは未定。	港湾施設復旧の優先順位付けの検討が必要。	港湾施設復旧の優先順位付けの必要性を含め、今後検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
									No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
									港湾施設復旧の優先順位付けの検討が必要。	港湾施設復旧の優先順位付けの必要性を含め、今後検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
									No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体	
				産業物流	港湾施設復旧の優先順位付けは未定。	港湾施設復旧の優先順位付けの検討が必要。	港湾施設復旧の優先順位付けの必要性を含め、今後検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体				
						No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体				
						港湾施設復旧の優先順位付けの検討が必要。	港湾施設復旧の優先順位付けの必要性を含め、今後検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体				
						No.34を踏まえた検討が必要。	No.34を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体				
連絡体制の確立	58	港湾機能の継続指針の関係者間における連絡体制の構築	緊急物資	未定。	港湾機能の継続に関わる関係者で連絡網を構築することが必要。	連絡網を作成し、情報共有を図る。	短期	港湾管理者、整備局等					
			企業物流	未定。	港湾機能の継続に関わる関係者で連絡網を構築することが必要。	連絡網を作成し、情報共有を図る。	短期	港湾管理者、整備局等					
			人	未定。	港湾機能の継続に関わる関係者で連絡網を構築することが必要。	連絡網を作成し、情報共有を図る。	短期	港湾管理者、整備局等					
			応急復旧	未定。	港湾機能の継続に関わる関係者で連絡網を構築することが必要。	連絡網を作成し、情報共有を図る。	短期	港湾管理者、整備局等					
59	確実性の高い通信手段の確保と情報共有体制の構築	未定。 (各機関により通信機器、機材の配備状況にひらきがある。)	衛星電話等について負担が大きき導入が困難な場合がある。	負担の軽減策の検討や衛星電話以外の連絡・通信手段の導入について検討。	短期	港湾管理者、整備局等							
			関係者の集合やリエゾンの派遣等において検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期	港湾管理者、整備局等							
			No.32を踏まえた検討が必要。	No.32を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局等							
60	施設点検の体制確保	主体・対象箇所	公共埠頭は施設管理者と施設所有者で実施予定。専用埠頭は未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、関係企業・団体						
		方法	未定。	施設点検の方法について検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、関係企業・団体						
61	水域測量の実施体制の確保	主体・対象箇所	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局等						
		方法	未定。	水域測量の方法について検討が必要。No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局等						

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状		課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類			方 針	達成時期					
				航路啓開・港湾施設復旧計画の検討	62	水域啓開の実施体制の確保	主体・対象箇所	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局等	
							方法	未定。	水域啓開の方法について検討が必要。No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局等	
					63	エプロン等/臨港道路啓開の実施体制の確保	主体・対象箇所	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
							方法	未定。	エプロン等/臨港道路啓開の方法について検討が必要。No.34～38を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
					64	がれきの仮置場の確保	主体	未定。	受け入れ体制の構築が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
							方法	未定。	仮置き作業の方法の計画が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
							対象箇所	未定。	関係者との調整が未了。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局、県、市	
									No.35を踏まえた検討を行う。	短期	港湾管理者、整備局、県、市		
					65	がれきの処分場(海面)の確保	主体	未定。	受け入れ体制の構築が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局等	
							方法	未定。	海面処分の作業の方法の計画が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局等	
							対象箇所	未定。	海面処分場の候補地の選定及び合意形成が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期	港湾管理者、整備局等	
					66	岸壁など係留施設やその付帯施設の応急復旧の実施体制の確保	主体・対象箇所	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局等	
							方法	未定。	No.49～55を踏まえた検討が必要。	関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局等	
					67	本格復旧の実施にかかる行政機能の確保	受援体制	地方整備局については受援マニュアルを整備済み。	他の地域からの復旧支援要員の受け入れについて実効性を高めるための検討が必要。	対応を継続的に実施。	短期～中期	港湾管理者、整備局	
							施設情報の管理	地方整備局においては構造物要覧を技術調査事務所で保管。港湾管理者については港湾施設台帳を整備。	保管に関するリダンダンシーの検討が必要。津波による流出に対する対策が不十分。	保管に関するリダンダンシーを確保する。	短期～中期	港湾管理者、整備局	
					68	緊急輸送道路の設定	未設定。 (地域防災計画で設定済。)		施設計画・整備に応じ、緊急輸送道路として設定することが必要。	今後、緊急輸送道路として指定する。	随時	港湾管理者	
					69	臨港地区から輸送先までの輸送手段・方法の設定	緊急物資	「南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」において、陸上部分は一部について設定済み。	臨港地区における岸壁からの陸上輸送について検討することが必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体	
							エネルギー	未設定。	臨港地区における岸壁からの陸上輸送について検討することが必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体	
				産業物流			未設定	臨港地区における岸壁からの陸上輸送について検討することが必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体		

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状		課 題	対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類			方 針	達成時期					
				海上輸送計画の検討	70	船舶受入れ体制の確保	緊急物資	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、運輸局等	
							エネルギー	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、運輸局等	
							産業物流	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、運輸局等	
					71	荷役の実施体制の確保	緊急物資	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体	
							エネルギー	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体	
							産業物流	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、対象箇所等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体	
					72	帰宅困難者への支援体制の確保	未定。	対処行動、目標、時間、実施方針、関係主体、人流量等についてあらかじめ設定し、全体像を把握することが必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、運輸局、関係企業・団体		
					73	支援／受援体制の確立	未定。	支援	航路啓開に必要な起重機船や測量船等の復旧に必要な資機材に関する検討が未了。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
									No.33を踏まえた検討が必要。	No.33を踏まえ、関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
								受援	緑地等の拠点の運用について検討が必要。	関係者で検討し、合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体	
				No.40を踏まえた検討が必要。					No.40を踏まえ、関係者間で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、関係企業・団体		
				施設管理に関する検討	74	施設管理台帳の整備	港湾施設台帳は整理済み。	—	—	—	—		
					75	耐震強化岸壁の計画的な点検/維持工事	維持管理計画の策定が概ね完了。	維持管理計画に基づいた点検、維持工事が必要。	維持管理計画に基づいた適正な点検、維持工事を行う。	随時	港湾管理者		
					76	耐震強化岸壁の適正管理	緊急時に使えるよう通常時の使用が適正になされていない事例があった。	耐震強化岸壁や背後の埠頭用地が緊急時に使えるように通常時の運用についてルールが明確でない。	適正な管理、運用についてルール等を実施する。	短期	港湾管理者		
				77	訓練の実施	未実施。	訓練の計画をたてる。	関係者間で協議して、対応を検討。	随時	港湾管理者、整備局等			
							訓練の実施のためのスキームを作る。		随時	港湾管理者、整備局等			

四国の港湾における地震・津波対策アクションプログラム(案)

目 標	目 的	手 段			No.	実施内容	現 状	課 題		対 応		主 体	備 考
		大分類	中分類	小分類				方 針	達成時期				
				実効性の確保	78	関係者の事業継続計画の策定／更新 (港湾機能の継続指針の内容の反映)	未実施。 (一部の関係者について独自の事業継続計画を策定済み。)	策定済み	港湾機能の継続指針を策定した際に整合を図ることが必要。	整合性を図るために関係者間で合意形成を図る。	短期～中期	港湾管理者、整備局等	
								策定未了	事業継続計画の策定が必要。	関係者は事業継続計画を策定することとし、行政が支援する。	短期～中期	港湾管理者、整備局等	
				79	協定の締結	未実施。 (災害時の人員等の輸送に関する協定を締結。) (社)〇〇県建設業協会との協定を締結。 (四国4県の広域応援に関する協定を締結。) (中・四国地方の災害時相互応援に関する協定を締結。) (〇〇県港湾空港建設協会等との協定を締結。)	必要な協定を関係機関と締結する必要がある。		関係機関で協議して、対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体		
							No.46を踏まえた検討が必要。		No.46を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者、整備局、運輸局、県、市、関係企業・団体		
				耐震性を高めるべき施設計画の検討	80	耐震強化岸壁を持つ海上輸送の拠点の形成	未整備。 (〇〇岸壁を整備中。)	耐震強化岸壁の整備を推進することが必要。		整備に向けた取り組みを引き続き実施。	長期	港湾管理者、整備局	
				液状化対策の計画に関する検討	81	橋梁の地震/津波対策の検討	未実施。 (〇〇地区において、実施中。)	早期の耐震化が必要。		引き続き耐震化を実施。	短期	港湾管理者	
					82	臨港道路/埠頭用地/護岸等の液状化対策の検討	未実施。	液状化対策について方針の検討が必要。		対策の必要性、対象箇所を含め検討を行う。	中期	港湾管理者	
								No.49、50を踏まえた検討が必要。		No.49、50を踏まえ、関係者で協議して対応を検討。	短期～中期	港湾管理者	
				必要最低限の静穏度の確保の検討	83	防波堤の性能確認/粘り強い化の検討	性能評価できていない。	耐震性	耐震性の確認を行う必要がある。	耐震性の確認を行う。または、防波堤の性能が発揮できない場合の対応を検討する。	短期～中期	港湾管理者、整備局	
								耐津波性	耐津波性の確認を行う必要がある。	耐津波性の確認を行う。または、防波堤の性能が発揮できない場合の対応を検討する。	短期～中期	港湾管理者、整備局	
その他				84	地域における検討体制の整備	県単位	地震・津波・高潮総合対策協議会分科会が設置。	利用者を含めた検討体制の整備が必要。		県単位での検討体制を整備。	短期	港湾管理者、整備局等	
						港湾単位	未整備。	検討体制を整備することが必要。		必要に応じて連絡協議会を設置する。	短期	港湾管理者、整備局等	

※記載内容は一例であり、各港の状況を踏まえて記載。